

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		法令番号	昭和45年法律第137号			
手続名	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者の許可取消し		根拠条項	第14条の3の2 第14条の6			
処分基準	<p>1 処分の基準</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2及び第14条の6</p> <p>(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について」（平成23年3月15日環廃境産発第110310002号通知）</p> <p>2 処分の加重・軽減</p> <p>「産業廃棄物処理業等に係る不利益処分取扱要領」第4、第5</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	目次No.